

平成 28 年 7 月 14 日

公共住宅事業者等連絡協議会 会員各位

一般財団法人 ベターリビング

**既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）講習会（東京・大阪）
開催のご案内**

ストック時代においては、住宅の躯体を継続使用する中で、耐用期間が短い住宅部品の取替が適切に実施されることが強く求められており、専門事業者が既設住宅部品の劣化診断を住宅所有者から受注して実施することについて、第三者性のある中立機関が適切に関与して、消費者保護を図りつつ関係事業が円滑に推進できる環境整備が求められています。

当財団では、既設住宅ストックの適切な維持管理によって長期使用を実現するため、平成 15 年より日本給水タンク工業会で実施していた「水槽診断士認定制度」を当財団に移管し、平成 23 年度より既設特定住宅部品（貯水槽）の診断事業（別添資料 1 参照）として開始致しております。

今般、平成 28 年度の講習を下記の通り開催することとしましたので、事連協会員の皆におかれましては、受水槽の点検、管理、営業等の関係部署及び関係事業者へ周知頂きたく、ご案内申し上げます。

記

1. 講習会の名称

平成 28 年度 既設特定住宅部品診断士（水槽診断士）登録講習

2. 講習会の実施時期・場所

- （１）平成 28 年 11 月 2 日（水） 東京会場（ベターリビング 7 階 会議室）
- （２）平成 28 年 11 月 9 日（水） 大阪会場（毎日インテシオ 4 階 F 会議室）

詳細におきましては、当財団ホームページ（<http://www.cbl.or.jp/tank/index.html>）をご覧ください。または下記の間合せ先までご連絡お願い致します。

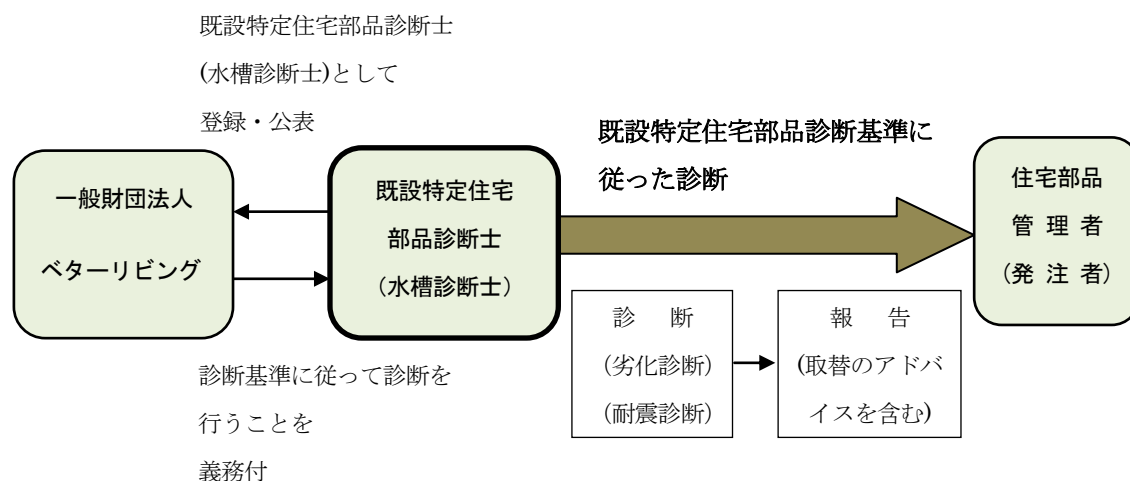
一般財団法人ベターリビング 事業推進部
福 田 木 下 TEL : 03-5211-0572

以上

既設特定住宅部品診断事業の概要

劣化度の診断等に特別の知見等を必要とする既設特定住宅部品（貯水槽）の診断を適切に行うため、既設特定住宅部品の診断基準を定め、基準に従って診断を行う者を財団に登録し、公表する制度です。

a) 既設特定住宅部品にかかる診断の仕組み



b) 既設特定住宅部品診断基準

既設特定住宅部品診断士は、既設特定住宅部品診断基準に従って診断を行います。
既設特定住宅部品診断基準は、既設の特定住宅部品の劣化診断及び耐震診断に関してその診断項目、判定基準及び診断書の交付に関する事項について特定住宅部品毎に定めます。

c) 既設特定住宅部品診断士の登録・公表等

財団は、既設特定住宅部品の診断を行う者をその申請により登録し、財団のホームページで公表します。

(既設特定住宅部品の品目が貯水槽の場合、既設特定住宅部品診断士を水槽診断士の名称とします。)

1) 登録の要件 既設特定住宅部品の品目毎に定めます。

(水槽診断士の場合)

- ①水槽関連の実務経験（設計、製造・販売・維持管理）を5年以上有すること
- ②財団が行う講習の修了者であること

2) 登録の有効期間・更新 登録の有効期間は、登録の日から起算して5年を経過する日の属する会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）の末日迄で、引き続き登録を受ける場合は、更新の手続きが必要です。

3) 登録の表明 財団の登録を受けた者は、財団の定めるマークを使用して財団の登録を受けている旨を表明することができます。